

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金は 平成28年度において新規受付を行わない予定です

- ▶ 現在、「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」として、従業員のために、事業所内に保育施設を設置・運営する事業主の方に助成金を支給しています。
(支給機関: 都道府県労働局雇用均等室)

平成28年度以降に事業開始を
予定している場合は…

新たに子ども・子育て支援新制度に基づく 「企業主導型保育事業」により助成する予定です

- ▶ 運営費及び施設整備費の一部を助成します。
- ▶ 本事業の助成対象となるのは、平成28年度以降、新たに保育施設を設置する場合や既存施設に新規受入枠（定員）を設けた場合の当該増加分となります。

※ 上記内容は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び平成28年度予算案に基づくものであり、国会における審議状況等により、今後内容が変更になる場合があります。詳細が決まりましたら、再度周知させていただきます。

「企業主導型保育事業」に関するお問い合わせ先：内閣府子ども・子育て本部

：厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課

！事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の受給をお考えの事業主の方！

本助成金の対象となるのは、**平成28年3月31日までに認定申請を行った事業主の方**までです。
※予算成立日により変更の可能性あり

本助成金の受給をお考えの場合は、お早めにご検討ください。

- ▶ すでに本助成金を受給している事業主の方については、今後も引き続き支給されます。
(設置費及び増築費の2回払いのうちの2回目の支給、運営費の支給)

なお、運営費については、これまでの5年間の支給から、10年間の支給に対象期間が拡充されます。

